

松江市告示 第 467 号

次に掲げる国民健康保険被保険者証については、紛失したことにより不正に使用されるおそれがあるので無効とし、松江市国民健康保険条例施行規則第 13 条の規定により告示する。

令和 4 年 9 月 5 日

松江市長 上 定 昭 仁

	保険者 番号	被保険者 記号・番号	無効とする 被保険者証	被保険者証の 交付年月日	被保険者証を 無効とする日
1	320010	01-0101761	枝番が 2 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 4 年 8 月 1 日	令和 4 年 8 月 3 日
2	320010	01-5016867	枝番が 1 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 4 年 8 月 1 日	令和 4 年 8 月 8 日
3	320010	01-5021827	枝番が 2 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 4 年 8 月 1 日	令和 4 年 8 月 17 日
4	320010	01-0246760	枝番が 3 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 4 年 8 月 1 日	令和 4 年 8 月 17 日
5	320010	01-5022333	枝番が 1 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 4 年 8 月 1 日	令和 4 年 8 月 25 日